

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会・
情報発信力強化支援業務委託に係る企画提案審査委員会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和 6 0 年山梨県規則第 8 号）第 1 3 条の規定に基づき、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会・情報発信力強化支援業務委託に係る企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 審査委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 情報発信力強化支援業務委託に係る企画提案書の審査
- (2) 情報発信力強化支援業務委託候補者の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(庶務)

第 3 条 審査委員会の庶務は、高度政策推進局広聴広報グループにおいて処理する。

附 則

この運営要綱は、令和 7 年 5 月 1 6 日から施行し、情報発信力強化支援業務委託契約の締結日をもって廃止する。